

# 医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の I F 記載要領 2013 に準拠して作成

消化管運動賦活剤

## イトプリド塩酸塩錠50mg「NP」

ITOPRIDE HYDROCHLORIDE TABLETS

剤形	錠剤（フィルムコーティング錠）
製剤の規制区分	該当しない
規格・含量	1錠中 イトプリド塩酸塩 50mg
一般名	和名：イトプリド塩酸塩（JAN） 洋名：Itopride Hydrochloride（JAN）
製造販売承認年月日 薬価基準収載・発売年月日	製造販売承認年月日：2008年 3月 13日 薬価基準収載年月日：2008年 7月 4日 発売年月日：2008年 7月 4日
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社名	製造販売：ニプロ株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	ニプロ株式会社 医薬品情報室 TEL:0120-226-898 FAX:06-6375-0177 医療関係者向けホームページ <a href="https://www.nipro.co.jp/">https://www.nipro.co.jp/</a>

本 I F は 2021 年 7 月 改訂の添付文書の記載に基づき改訂した。

最新の添付文書情報は、PMDA ホームページ「医薬品に関する情報」

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/0001.html>にてご確認ください。

## I F利用の手引きの概要 ―日本病院薬剤師会―

### 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和63年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I Fと略す）の位置付け並びにI F記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成10年9月に日病薬学術第3小委員会においてI F記載要領の改訂が行われた。

更に10年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成20年9月に日病薬医薬情報委員会においてI F記載要領2008が策定された。

I F記載要領2008では、I Fを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること（e-I F）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版のe-I Fが提供されることとなった。

最新版のe-I Fは、（独）医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ（<https://www.info.pmda.go.jp/>）から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-I Fを掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせてe-I Fの情報を検討する組織を設置して、個々のI Fが添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、I F記載要領の一部改訂を行いI F記載要領2013として公表する運びとなった。

### 2. I Fとは

I Fは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等はI Fの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供されたI Fは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

#### 【I Fの様式】

- ①規格はA4版、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ②I F記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。

- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「I F利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

#### [I Fの作成]

- ①I Fは原則として製剤の投与経路別（内用剤，注射剤，外用剤）に作成される。
- ②I Fに記載する項目及び配列は日病薬が策定したI F記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとのI Fの主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの，製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領2013」（以下，「I F記載要領2013」と略す）により作成されたI Fは，電子媒体での提供を基本とし，必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

#### [I Fの発行]

- ①「I F記載要領2013」は，平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については，「I F記載要領2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂，再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ，記載すべき内容が大きく変わった場合にはI Fが改訂される。

### 3. I Fの利用にあたって

「I F記載要領2013」においては，PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は，電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のI Fについては，医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが，I Fの原点を踏まえ，医療現場に不足している情報やI F作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ，I Fの利用性を高める必要がある。また，随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては，I Fが改訂されるまでの間は，当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等，あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに，I Fの使用にあたっては，最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお，適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり，その取扱いには十分留意すべきである。

### 4. 利用に際しての留意点

I Fを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし，薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により，製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。I Fは日病薬の記載要領を受けて，当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから，記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は，I Fがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり，インターネットでの公開等も踏まえ，薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013年4月改訂)

# 目 次

## I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯 ..... 1
2. 製品の治療学的・製剤学的特性 ..... 1

## II. 名称に関する項目

1. 販売名 ..... 2
2. 一般名 ..... 2
3. 構造式又は示性式 ..... 2
4. 分子式及び分子量 ..... 2
5. 化学名（命名法） ..... 2
6. 慣用名，別名，略号，記号番号 ..... 2
7. CAS 登録番号 ..... 2

## III. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質 ..... 3
2. 有効成分の各種条件下における安定性 ..... 3
3. 有効成分の確認試験法 ..... 3
4. 有効成分の定量法 ..... 3

## IV. 製剤に関する項目

1. 剤形 ..... 4
2. 製剤の組成 ..... 4
3. 懸濁剤，乳剤の分散性に対する注意 ..... 4
4. 製剤の各種条件下における安定性 ..... 5
5. 調製法及び溶解後の安定性 ..... 5
6. 他剤との配合変化（物理化学的変化） ..... 6
7. 溶出性 ..... 6
8. 生物学的試験法 ..... 8
9. 製剤中の有効成分の確認試験法 ..... 8
10. 製剤中の有効成分の定量法 ..... 8
11. 力価 ..... 9
12. 混入する可能性のある夾雑物 ..... 9
13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報 ..... 9
14. その他 ..... 9

## V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果 ..... 10
2. 用法及び用量 ..... 10
3. 臨床成績 ..... 10

## VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群 ..... 11
2. 薬理作用 ..... 11

## VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法 ..... 12
2. 薬物速度論的パラメータ ..... 13
3. 吸収 ..... 13
4. 分布 ..... 13
5. 代謝 ..... 14
6. 排泄 ..... 14
7. トランスポーターに関する情報 ..... 14
8. 透析等による除去率 ..... 14

## VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由 ..... 15
2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む） ..... 15
3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由 ..... 15
4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由 ..... 15
5. 慎重投与内容とその理由 ..... 15
6. 重要な基本的注意とその理由及び  
処置方法 ..... 15
7. 相互作用 ..... 15
8. 副作用 ..... 16
9. 高齢者への投与 ..... 16
10. 妊婦，産婦，授乳婦等への投与 ..... 17
11. 小児等への投与 ..... 17
12. 臨床検査結果に及ぼす影響 ..... 17
13. 過量投与 ..... 17
14. 適用上の注意 ..... 17
15. その他の注意 ..... 17
16. その他 ..... 17

## IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験 ..... 18
2. 毒性試験 ..... 18

<b>X. 管理的事項に関する項目</b>			
1. 規制区分	19	15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	20
2. 有効期間又は使用期限	19	16. 各種コード	20
3. 貯法・保存条件	19	17. 保険給付上の注意	20
4. 薬剤取扱い上の注意点	19	<b>XI. 文献</b>	
5. 承認条件等	19	1. 引用文献	21
6. 包装	19	2. その他の参考文献	21
7. 容器の材質	19	<b>XII. 参考資料</b>	
8. 同一成分・同効薬	19	1. 主な外国での発売状況	22
9. 国際誕生年月日	20	2. 海外における臨床支援情報	22
10. 製造販売承認年月日及び承認番号	20	<b>XIII. 備考</b>	
11. 薬価基準収載年月日	20	1. 調剤・服薬支援に際して臨床判断を行う	
12. 効能又は効果追加, 用法及び用量変更 追加等の年月日及びその内容	20	にあたっての参考情報	23
13. 再審査結果, 再評価結果公表年月日及び その内容	20	2. その他の関連資料	25
14. 再審査期間	20		

---

## I. 概要に関する項目

---

### 1. 開発の経緯

イトプリド塩酸塩は、ベンズアミド誘導体から合成された消化管運動賦活剤である。本邦では 1995 年に上市されている。

イトプリド塩酸塩錠 50mg「NP」は、ニプロファーマ(株)が後発医薬品として開発を企画し、薬食発第 0331015 号（平成 17 年 3 月 31 日）に基づき規格及び試験方法を設定、加速試験、生物学的同等性試験を実施し、2008 年 3 月に承認を取得、2008 年 7 月に販売を開始した。2013 年 12 月には、製造販売承認をニプロ(株)が承継した。

### 2. 製品の治療学的・製剤学的特性

- 本剤は、ドパミン D<sub>2</sub> 受容体遮断作用に加えてアセチルコリンエステラーゼ阻害作用を有し、正常な消化管運動の生理的パターンやリズムに影響を与えないため、消化管において協調性のある運動及び輸送を促進させる薬剤である。<sup>1)</sup>
- 臨床的には、慢性胃炎における消化器症状（腹部膨満感、上腹部痛、食欲不振、胸やけ、悪心、嘔吐）に有用性が認められている。
- 重大な副作用としては、ショック、アナフィラキシー、肝機能障害、黄疸があらわれることがある（頻度不明）。

## Ⅱ. 名称に関する項目

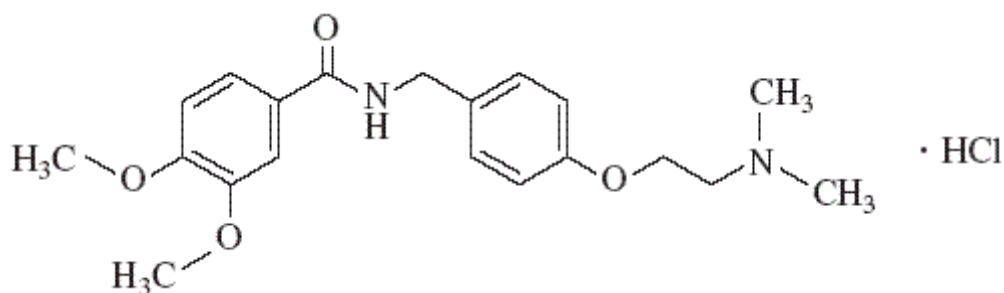
### 1. 販売名

- (1) 和名：イトプリド塩酸塩錠 50mg 「NP」  
(2) 洋名：ITOPRIDE HYDROCHLORIDE TABLETS  
(3) 名称の由来：有効成分であるイトプリド塩酸塩に剤形及び含量を記載し、NIPRO から「NP」を付した。

### 2. 一般名

- (1) 和名(命名法)：イトプリド塩酸塩 (JAN)  
(2) 洋名(命名法)：Itopride Hydrochloride (JAN)  
(3) ステム：スルピリド誘導体：-pride

### 3. 構造式又は示性式



### 4. 分子式及び分子量

分子式：C<sub>20</sub>H<sub>26</sub>N<sub>2</sub>O<sub>4</sub>·HCl

分子量：394.89

### 5. 化学名(命名法)

*N*-[4-[2-(Dimethylamino)ethoxy]benzyl]-3,4-dimethoxybenzamide  
monohydrochloride (IUPAC)

### 6. 慣用名, 別名, 略号, 記号番号

別名：塩酸イトプリド

### 7. CAS 登録番号

122892-31-3

---

### Ⅲ. 有効成分に関する項目

---

#### 1. 物理化学的性質

##### (1) 外観・性状

白色～微黄白色の結晶又は結晶性の粉末である。

##### (2) 溶解性

水に極めて溶けやすく、メタノール又は酢酸（100）に溶けやすく、エタノール（99.5）に溶けにくい。

##### (3) 吸湿性

該当資料なし

##### (4) 融点（分解点），沸点，凝固点

融点：193～198℃

##### (5) 酸塩基解離定数

該当資料なし

##### (6) 分配係数

該当資料なし

##### (7) その他の主な示性値

水溶液（1→10）の pH は 4.0～5.0 である。

#### 2. 有効成分の各種条件下における安定性

該当資料なし

#### 3. 有効成分の確認試験法

- (1) クエン酸・酢酸試液による呈色反応
- (2) 紫外可視吸光度測定法
- (3) 赤外吸収スペクトル測定法（塩化カリウム錠剤法）
- (4) 塩化物の定性反応

#### 4. 有効成分の定量法

電位差滴定法




## IV. 製剤に関する項目

### 1. 剤形

#### (1) 剤形の区別, 外観及び性状

1) 区別：錠剤（フィルムコーティング錠）

2) 外観及び性状：下記表に記載

販 売 名	イトプリド塩酸塩錠 50mg 「NP」		
外 形			
形 状	白色の割線入りフィルムコーティング錠		
大 小 大 小 大 小	直径 (mm)	7.0	
	厚さ (mm)	3.9	
	重量 (mg)	152	
識別コード	NP-151		

(2) 製剤の物性：該当資料なし

(3) 識別コード：上記表に記載

(4) pH, 浸透圧比, 粘度, 比重, 無菌の旨及び安定な pH 域等：該当資料なし

### 2. 製剤の組成

#### (1) 有効成分（活性成分）の含量

1 錠中 イトプリド塩酸塩 50mg

#### (2) 添加物

乳糖水和物、トウモロコシデンプン、ヒドロキシプロピルセルロース、軽質無水ケイ酸、ステアリン酸マグネシウム、ヒプロメロース、マクロゴール、酸化チタン、カルナウバロウ

#### (3) その他

該当しない

### 3. 懸濁剤, 乳剤の分散性に対する注意

該当しない

#### 4. 製剤の各種条件下における安定性

加速試験<sup>2)</sup>

試験条件：40±1℃、75±5%RH

PTP包装：包装形態（ポリ塩化ビニル・アルミ箔）

項目及び規格	試験開始時	1カ月後	3カ月後	6カ月後
性状（白色の割線入りフィルムコーティング錠である。）	適合	適合	適合	適合
確認試験	適合	適合	適合	適合
製剤均一性試験	適合	適合	適合	適合
溶出試験	適合	適合	適合	適合
含量（95.0～105.0%）	99.7～ 100.1	99.2～ 100.3	99.7～ 100.2	100.6～ 101.3

(n=3)

長期保存試験<sup>3)</sup>

試験条件：室温（1～30℃）

PTP包装：包装形態（ポリ塩化ビニル・アルミ箔）

項目及び規格	試験開始時	6カ月後	12カ月後	24カ月後	36カ月後
性状（白色の割線入りフィルムコーティング錠である。）	適合	適合	適合	適合	適合
溶出試験	適合	適合	適合	適合	適合
含量（95.0～105.0%）	99.1～ 100.2	100.3～ 100.7	100.1～ 100.5	99.9～ 100.2	99.9

(n=2)

最終包装製品を用いた長期保存試験〔室温（1～30℃）、3年間〕の結果、通常の市場流通下において3年間安定であることが確認された。

無包装状態での安定性<sup>4)</sup>

試験項目：外観、含量、硬度、溶出性

『錠剤・カプセル剤の無包装状態での安定性情報（答申）』における評価法および評価基準に従い評価した結果は以下の通りである。

保存条件		保存形態	保存期間	結果
温度	40±2℃	遮光・気密容器	3カ月	変化なし
湿度	75±5%RH／25±2℃	遮光・開放	3カ月	変化なし
光	120万lx・hr	透明・気密容器		変化なし

#### 5. 調製法及び溶解後の安定性

該当しない

## 6. 他剤との配合変化（物理化学的变化）

該当資料なし

## 7. 溶出性

溶出挙動における同等性<sup>5)</sup>

（「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン：平成9年12月22日 医薬審第487号、平成13年5月31日一部改正 医薬審発第786号」）

試験方法 : 日本薬局方一般試験法溶出試験法（パドル法）

試験条件

試験液の温度 :  $37 \pm 0.5^{\circ}\text{C}$

試験液の量 : 900mL

試験液 : pH1.2 = 日本薬局方崩壊試験第1液  
pH3.0 = 薄めた McIlvaine の緩衝液  
pH5.0 = 薄めた McIlvaine の緩衝液  
pH6.8 = 日本薬局方崩壊試験第2液  
水

試験液の種類 : 回転数 50rpm の場合 pH1.2、3.0、5.0、6.8 及び水  
回転数 100rpm の場合 pH5.0

判定基準 : 試験製剤の平均溶出率を、標準製剤の平均溶出率と比較する。  
すべての溶出試験条件において、以下の基準に適合するとき、  
同等とする。

1) 標準製剤の平均溶出率が規定された試験時間以内に 85% に  
達する場合

① 標準製剤が 15 分以内に平均 85% 以上溶出する場合 :

試験製剤は 15 分以内に平均 85% 以上溶出する。又は、15  
分において、試験製剤の平均溶出率は標準製剤の平均溶出  
率  $\pm 15\%$  の範囲にある。

② 標準製剤が 15~30 分に平均 85% 以上溶出する場合 :

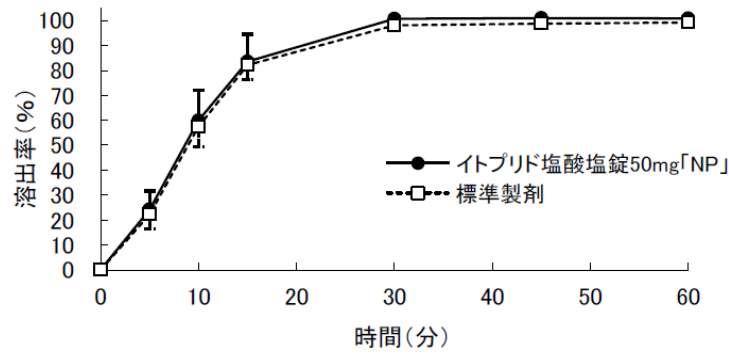
標準製剤の平均溶出率が 60% 及び 85% 付近の適当な 2 時点  
において、試験製剤の平均溶出率は標準製剤の平均溶出率  
 $\pm 15\%$  の範囲にある。又は  $f_2$  関数の値は 45 以上である。

③ 上記以外の場合 :

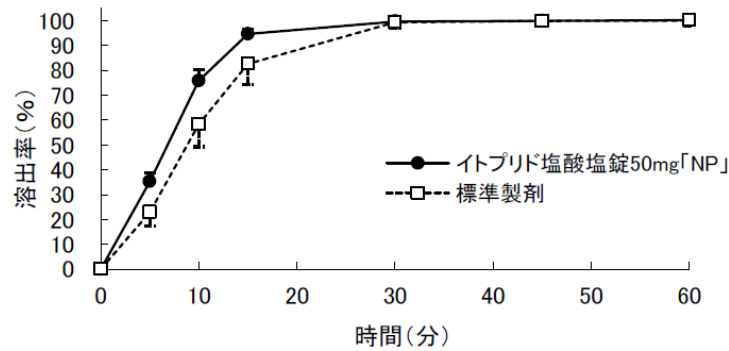
標準製剤の平均溶出率が 40% 及び 85% 付近の適当な 2 時点  
において、試験製剤の平均溶出率は標準製剤の平均溶出率  
 $\pm 15\%$  の範囲にある。又は  $f_2$  関数の値は 45 以上である。

試験結果 : 各試験条件において、イトプリド塩酸塩錠50mg「NP」と標準製剤の溶出試験を実施した結果、両製剤の溶出挙動は同等であると判断された。

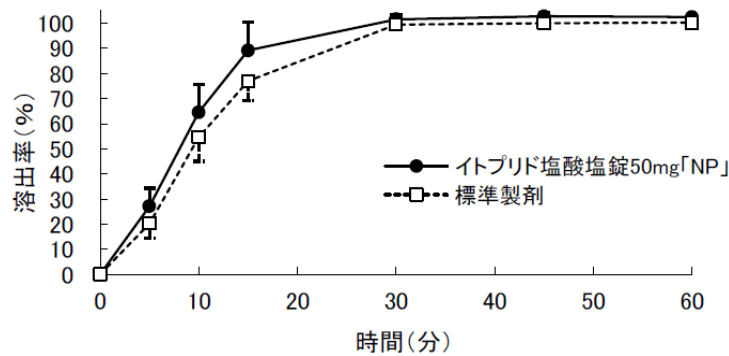
試験液 pH1.2 における平均溶出曲線 (mean±S. D.、n=12)



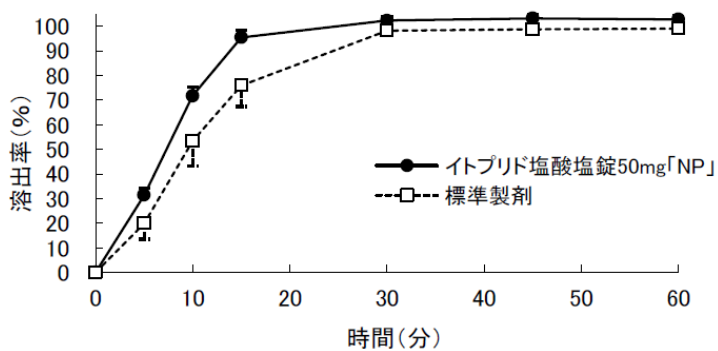
試験液 pH3.0 における平均溶出曲線 (mean±S. D.、n=12)



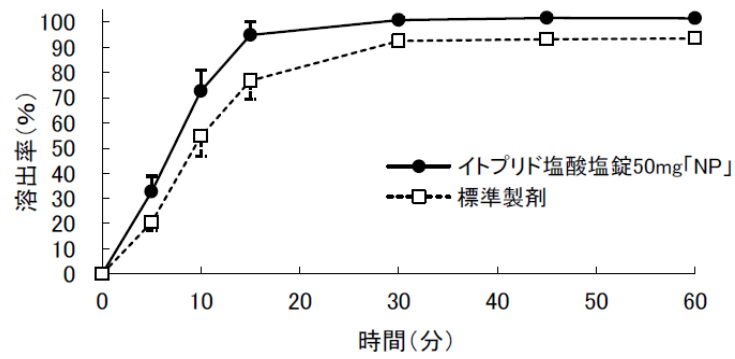
試験液 pH5.0 における平均溶出曲線 (mean±S. D.、n=12)



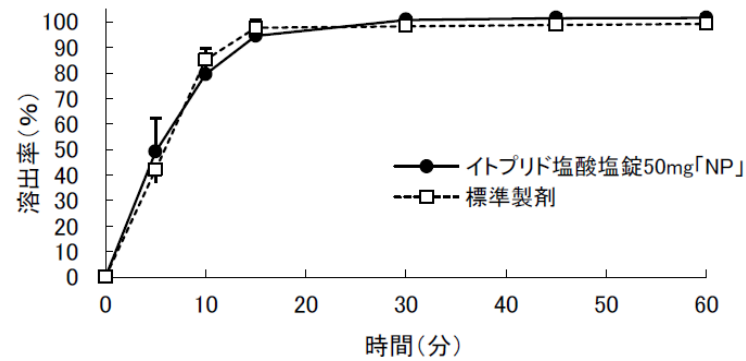
試験液 pH6.8 における平均溶出曲線 (mean±S. D.、n=12)



試験液 水 における平均溶出曲線 (mean±S. D.、n=12)



試験液 pH5.0 (毎分 100 回転) における平均溶出曲線 (mean±S. D.、n=12)



〈公的溶出規格への適合〉

方法 : 日本薬局方 溶出試験法 (パドル法)

試験液 : 水 900mL

回転数 : 50rpm

試験結果 : 30 分以内に 75%以上溶出した。

イトプリド塩酸塩錠 50mg 「NP」 は日本薬局方外医薬品規格第三部に定められたイトプリド塩酸塩錠の溶出規格に適合していることが確認されている。

## 8. 生物学的試験法

該当しない

## 9. 製剤中の有効成分の確認試験法

- (1) クエン酸・酢酸試液による呈色反応
- (2) 紫外可視吸光度測定法
- (3) 薄層クロマトグラフィー

## 10. 製剤中の有効成分の定量法

紫外可視吸光度測定法

11. 力価

該当しない

12. 混入する可能性のある夾雑物

該当資料なし

13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報

該当資料なし

14. その他

該当しない

---

## V. 治療に関する項目

---

### 1. 効能又は効果

慢性胃炎における消化器症状（腹部膨満感、上腹部痛、食欲不振、胸やけ、悪心、嘔吐）

### 2. 用法及び用量

通常、成人にはイトプリド塩酸塩として1日150mgを3回に分けて食前に経口投与する。

なお、年齢、症状により適宜減量する。

### 3. 臨床成績

#### （1）臨床データパッケージ

該当しない

#### （2）臨床効果

該当資料なし

#### （3）臨床薬理試験

該当資料なし

#### （4）探索的試験

該当資料なし

#### （5）検証的試験

##### 1) 無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

##### 2) 比較試験

該当資料なし

##### 3) 安全性試験

該当資料なし

##### 4) 患者・病態別試験

該当資料なし

#### （6）治療的使用

##### 1) 使用成績調査・特定使用成績調査（特別調査）・製造販売後臨床試験（市販後臨床試験）

該当資料なし

##### 2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要

該当資料なし

---

## VI. 薬効薬理に関する項目

---

### 1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群

消化管運動賦活剤（メトクロプラミド、ドンペリドン、アクラトニウムナパジシル酸塩、トリメブチンマレイン酸塩 等）

### 2. 薬理作用

#### （1）作用部位・作用機序<sup>1)</sup>

コリン作動性神経でのドパミン D<sub>2</sub> 受容体遮断作用により腸管神経叢からのアセチルコリン (Ach) 遊離を促進し、またアセチルコリンエステラーゼ阻害作用により、Ach の加水分解を抑え、遊離 Ach 量を確保し、消化管において協調性のある運動及び輸送を促進させる。

#### （2）薬効を裏付ける試験成績

該当資料なし

#### （3）作用発現時間・持続時間

該当資料なし



## VII. 薬物動態に関する項目

### 1. 血中濃度の推移・測定法

#### (1) 治療上有効な血中濃度

該当資料なし

#### (2) 最高血中濃度到達時間<sup>5)</sup>

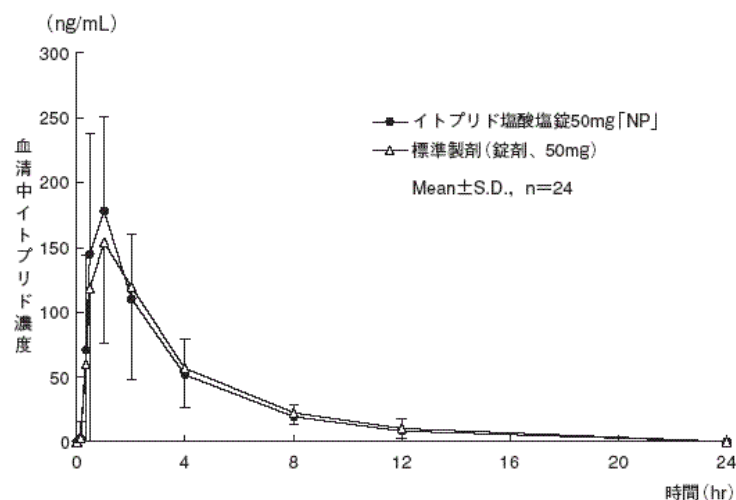
健康成人男子に、イトプリド塩酸塩錠50mg「NP」を1錠（イトプリド塩酸塩として50mg、n=24）絶食時経口投与した時のTmaxは約0.8時間であった。

#### (3) 臨床試験で確認された血中濃度<sup>5)</sup>

生物学的同等性試験ガイドライン

（「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン：平成9年12月22日 医薬審第487号、平成13年5月31日一部改正 医薬審発第786号」）

イトプリド塩酸塩錠50mg「NP」と標準剤のそれぞれ1錠（イトプリド塩酸塩として50mg）を、2剤2期のクロスオーバー法により健康成人男子に絶食時に経口投与して HPLC-蛍光法にて血清中イトプリド濃度を測定した。得られた薬物動態パラメータ（AUC<sub>0→24hr</sub>、Cmax）について90%信頼区間法にて統計解析を行った結果、log(0.80)～log(1.25)の範囲内であり、両剤の生物学的同等性が確認された。



	判定パラメータ		参考パラメータ	
	AUC <sub>0→24hr</sub> (ng・hr/mL)	Cmax (ng/mL)	Tmax (hr)	t <sub>1/2β</sub> (hr)
イトプリド塩酸塩錠 50mg「NP」	657.4 ± 290.3	208.7 ± 78.8	0.8 ± 0.3	3.1 ± 0.8
標準剤 (錠剤、50mg)	679.8 ± 287.7	214.1 ± 125.7	1.1 ± 0.8	3.4 ± 0.9

(Mean ± S. D.、n=24)

生物学的同等性試験によって得られた血清中濃度並びに AUC、Cmax 等のパラメータは、被験者の選択、体液の採取回数・時間等の試験条件によって異なる可能性がある。

(4) 中毒域

該当資料なし

(5) 食事・併用薬の影響

該当資料なし

(6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因

該当資料なし

2. 薬物速度論的パラメータ

(1) 解析方法

該当資料なし

(2) 吸収速度定数

該当資料なし

(3) バイオアベイラビリティ

該当資料なし

(4) 消失速度定数

健康成人単回経口投与

投与量	50mg (n=24)
kel (/hr)	0.2383 ± 0.0673

(Mean ± S. D.)

(5) クリアランス

該当資料なし

(6) 分布容積

該当資料なし

(7) 血漿蛋白結合率

該当資料なし

3. 吸収

該当資料なし

4. 分布

(1) 血液－脳関門通過性

該当資料なし

(2) 血液－胎盤関門通過性

該当資料なし

(3) 乳汁への移行性

該当資料なし

〈参考〉

動物試験（ラット）で乳汁中に移行することが報告されている。

(4) 髄液への移行性

該当資料なし

(5) その他の組織への移行性

該当資料なし

5. 代謝

(1) 代謝部位及び代謝経路

該当資料なし

(2) 代謝に關与する酵素（CYP450 等）の分子種

該当資料なし

(3) 初回通過効果の有無及びその割合

該当資料なし

(4) 代謝物の活性の有無及び比率

該当資料なし

(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ

該当資料なし

6. 排泄

(1) 排泄部位及び経路

該当資料なし

(2) 排泄率

該当資料なし

(3) 排泄速度

該当資料なし

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

該当資料なし

## Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

### 1. 警告内容とその理由

該当しない

### 2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）

禁忌（次の患者には投与しないこと）

本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

### 3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

### 4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

### 5. 慎重投与内容とその理由

該当しない

### 6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

重要な基本的注意

- 1) 本剤はアセチルコリンの作用を増強するので、その点に留意して使用すること。
- 2) 消化器症状の改善がみられない場合、長期にわたって漫然と使用すべきでない。

### 7. 相互作用

#### （1）併用禁忌とその理由

該当しない

#### （2）併用注意とその理由

併用注意（併用に注意すること）		
薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
抗コリン剤 ・チキジウム臭化物 ・ブチルスコポラミン臭化物 ・チメピジウム臭化物水和物 等	本剤の消化管運動賦活作用（コリン作用）が減弱するおそれがある。	抗コリン剤の消化管運動抑制作用が、本剤の作用と薬理的に拮抗する。

## 8. 副作用

### (1) 副作用の概要

本剤は、副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

### (2) 重大な副作用と初期症状

#### 重大な副作用（頻度不明）

##### (1) ショック、アナフィラキシー

ショック、アナフィラキシーを起こすことがあるので、観察を十分に行い、血圧低下、呼吸困難、喉頭浮腫、蕁麻疹、蒼白、発汗等の症状が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。

##### (2) 肝機能障害、黄疸

AST (GOT)、ALT (GPT)、 $\gamma$ -GTP の上昇等を伴う肝機能障害、黄疸があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。

### (3) その他の副作用

種類\頻度	頻度不明
過 敏 症 <sup>注)</sup>	発疹、発赤、そう痒感
錐体外路症状 <sup>注)</sup>	振戦
内 分 泌 <sup>注)</sup>	プロラクチン上昇、女性化乳房
血 液 <sup>注)</sup>	血小板減少、白血球減少
消 化 器	下痢、便秘、腹痛、嘔気、唾液増加
精 神 神 経 系	頭痛、イライラ感、睡眠障害、めまい
肝 臓	AST (GOT) 上昇、ALT (GPT) 上昇、 $\gamma$ -GTP 上昇、A1-P 上昇
腎 臓	BUN 上昇、クレアチニン上昇
そ の 他	胸背部痛、疲労感

注)症状（異常）が認められた場合には、投与を中止するなど適切な処置を行うこと。

### (4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

### (5) 基礎疾患，合併症，重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

### (6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法

「2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）」の項

「8. 副作用」の項 を参照。

## 9. 高齢者への投与

一般に高齢者では生理機能が低下していることが多く、副作用があらわれやすいので、十分な観察を行い、副作用があらわれた場合には減量又は休薬するなど慎重に投与すること。

#### 10. 妊婦，産婦，授乳婦等への投与

- 1) 妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。[妊娠中の投与に関する安全性は確立していない。]
- 2) 授乳中の婦人への投与は避けることが望ましいが、やむを得ず投与する場合は授乳を避けさせること。[動物試験（ラット）で乳汁中に移行することが報告されている。]

#### 11. 小児等への投与

低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児に対する安全性は確立していない（使用経験が少ない）。

#### 12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

#### 13. 過量投与

該当資料なし

#### 14. 適用上の注意

##### 薬剤交付時

PTP 包装の薬剤は、PTP シートから取り出して服用するよう指導すること。[PTP シートの誤飲により、硬い鋭角部が食道粘膜へ刺入し、更には穿孔を起こして縦隔洞炎等の重篤な合併症を併発することが報告されている。]

#### 15. その他の注意

該当資料なし

#### 16. その他

該当しない

---

## Ⅹ. 非臨床試験に関する項目

---

### 1. 薬理試験

- (1) 薬効薬理試験 (「Ⅵ. 薬効薬理に関する項目」参照)
- (2) 副次的薬理試験  
該当資料なし
- (3) 安全性薬理試験  
該当資料なし
- (4) その他の薬理試験  
該当資料なし

### 2. 毒性試験

- (1) 単回投与毒性試験  
該当資料なし
- (2) 反復投与毒性試験  
該当資料なし
- (3) 生殖発生毒性試験  
該当資料なし
- (4) その他の特殊毒性  
該当資料なし

---

## X. 管理的事項に関する項目

---

### 1. 規制区分

製 剤：イトプリド塩酸塩錠 50mg 「NP」 該当しない

有効成分：イトプリド塩酸塩 該当しない

### 2. 有効期間又は使用期限

使用期限：製造後 3 年（安定性試験結果に基づく）

（「IV. 製剤に関する項目」の「4. 製剤の各種条件下における安定性」の項を参照。）

### 3. 貯法・保存条件

室温保存

### 4. 薬剤取扱い上の注意点

（1）薬局での取り扱い上の留意点について

該当しない

（2）薬剤交付時の取扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等）

「VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目」の「14. 適用上の注意」の項を参照。

（3）調剤時の留意点について

該当しない

### 5. 承認条件等

該当しない

### 6. 包装

100 錠（PTP）

500 錠（PTP）

### 7. 容器の材質

ポリ塩化ビニル、アルミ箔

### 8. 同一成分・同効薬

同一成分薬：ガナトン錠 50mg（マイラン EPD＝アステラス製薬） 他

同 効 薬：消化管運動賦活剤（メトクロプラミド、ドンペリドン、アクラトニウムナパジシル酸塩、トリメブチンマレイン酸塩 等）



9. 国際誕生年月日

該当しない

10. 製造販売承認年月日及び承認番号

製造販売承認年月日：2008年3月13日

承認番号：22000AMX00633000

[注]2013年12月2日に製造販売承認を承継

11. 薬価基準収載年月日

2008年7月4日

12. 効能又は効果追加，用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

13. 再審査結果，再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は、投薬（あるいは投与）期間に関する制限は定められていない。

〈参考〉

「Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目」の「6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法」の項を参照。

16. 各種コード

販売名	HOT（9桁）番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト 電算コード
イトプリド塩酸塩錠 50mg「NP」	118592801	2399008F1047	620007903

17. 保険給付上の注意

本剤は、診療報酬上の後発医薬品に該当する。

---

## X I. 文献

---

### 1. 引用文献

- 1) 高折修二 他監訳：グッドマン・ギルマン薬理書(下)、第 11 版：p. 1228(2007)、  
廣川書店
- 2) ニプロ(株)社内資料：安定性（加速）試験
- 3) ニプロ(株)社内資料：安定性（長期保存）試験
- 4) ニプロ(株)社内資料：安定性（無包装状態での安定性）試験
- 5) ニプロ(株)社内資料：生物学的同等性（溶出、血清中濃度測定）試験
- 6) ニプロ(株)社内資料：安定性（粉碎後の安定性）試験
- 7) ニプロ(株)社内資料：簡易懸濁法試験

### 2. その他の参考文献

該当資料なし

---

## XII. 参考資料

---

### 1. 主な外国での発売状況

該当しない

### 2. 海外における臨床支援情報

該当資料なし

### XIII. 備考

#### 1. 調剤・服薬支援に際して臨床判断を行うにあたっての参考情報

##### 本項の情報に関する注意

本項には承認を受けていない品質に関する情報が含まれる。試験方法等が確立していない内容も含まれており、あくまでも記載されている試験方法で得られた結果を事実として提示している。医療従事者が臨床適用を検討する上での参考情報であり、加工等の可否を示すものではない。

(掲載根拠:「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関する Q&A について(その3)」令和元年9月6日付 厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課 事務連絡)

#### (1) 粉砕<sup>6)</sup>

粉砕後の安定性

試験項目：外観、残存率(%)、乾燥減量(%)

保存条件 保存形態		試験項目	開始時	0.5 カ月後	1 カ月後	3 カ月後
温度	40±2℃ 遮光・ 気密容器	外観	白色	変化なし	変化なし	変化なし
		残存率 (%)	100.0	102.0	101.6	100.6
		乾燥減量 (%) [開始時 との差]	1.70	1.86 [0.16]	1.86 [0.16]	2.31 [0.61]
湿度	75±5%RH /25±2℃ 遮光・開放	外観	白色	変化なし	変化なし	変化なし
		残存率 (%)	100.0	100.9	100.9	100.1
		乾燥減量 (%) [開始時 との差]	1.70	2.95 [1.25]	2.69 [0.99]	2.75 [1.05]

保存条件 保存形態		試験項目	開始時	30 万 lx・hr	60 万 lx・hr
光	60 万 lx・hr 透明・ 気密容器	外観	白色	変化なし	変化なし
		残存率(%)	100.0	100.8	101.0
		乾燥減量 (%) [開始時との差]	1.70	1.92 [0.22]	2.07 [0.37]

## (2) 崩壊・懸濁性及び経管投与チューブの通過性<sup>7)</sup>

試験方法：シリンジのピストン部を抜き取り、シリンジ内に錠剤をそのまま1個入れてピストンを戻し、シリンジに55℃の湯20mLを吸い取り、筒先に蓋をして5分間自然放置した。5分後にシリンジを手で90度15往復横転し、崩壊懸濁の状況を観察する。5分後に崩壊しない場合は、更に5分間放置後、同様の操作を行う。それでも崩壊懸濁しない場合は、この方法を中止する。中止した製品は、錠剤1個を薬包紙に包み、上から乳房で数回叩いて破壊後、上述と同様の操作を行う。

得られた懸濁液を経管栄養用カテーテル(8Fr. チューブ)の注入端より、約2~3mL/secの速度で注入し、通過性を観察する。チューブはベッドの上の患者を想定し、体内挿入端から3分の2を水平にし、他端(注入端)を30cmの高さにセットする。注入後に適量の水を注入してチューブ内を洗うとき、チューブ内に残存物がみられなければ、通過性に問題なしとする。

試験条件：

### 【水(約55℃)】

薬品を約55℃の温湯20mLに入れ、5分または10分放置後に攪拌したときの崩壊状況

○：完全崩壊またはディスペンサーに吸い取り可能

×：投与困難

△：時間をかければ完全崩壊しそうな状況、またはフィルム残留等によりチューブを閉塞する危険性がある

－：簡易懸濁法対象外

### 【破壊→水】

錠剤を破壊した後に、約55℃の温湯20mLに入れ、5分または10分放置後に攪拌したときの崩壊状況

○：完全崩壊またはディスペンサーに吸い取り可能な崩壊状況

×：投与困難な崩壊状況

△：時間をかければ完全崩壊しそうな状況、またはフィルム残留等によりチューブを閉塞する危険性がある

－：安定性により破壊できない錠剤

判定方法：

適1：10分以内に崩壊・懸濁し、8Fr. チューブを通過する。

適2：錠剤のコーティングを破壊、あるいはカプセルを開封すれば、10分以内に崩壊・懸濁し、8Fr. チューブを通過する。

不適：簡易懸濁法では経管投与に適さない。

#### 試験結果

適否	通過サイズ	水（約 55℃）		破壊→水	
		5分	10分	5分	10分
適2	8Fr.	×	△	×	△

本試験は「内服薬 経管投与ハンドブック 簡易懸濁法可能医薬品一覧 第2版」に準じて実施。

#### 結論：

イトプリド塩酸塩錠50mg「NP」について簡易懸濁法の適否を検討した結果、錠剤を破壊しない状態では10分間放置後も錠剤がシリンジ壁に付着したままであったが、約40分放置後、崩壊し通過した。錠剤を破壊しても10分間放置後も少量の残渣がシリンジ壁に付着したままであったが、約15分放置後、崩壊し通過した。

## 2. その他の関連資料

該当資料なし

【MEMO】

**ニフ.〇 株式会社**  
大阪市北区本庄西3丁目9番3号